
宮崎に残る侵略の歴史の足あとと PKO法案の危険な役割

第31回 法と平和を考えるつどい

「八柱之基柱建設の思想と経過」

穂田啓一郎氏

(平和の塔の史実を考える会)

平和（八柱一宇）の塔は戦前日本の思い上
がった侵略思想の記念碑でもある。それを差
らいもなく宮崎の観光資源とする無神経…

15年戦争・太平洋戦争の教訓は脇化して
しまったのか。

「PKO法案の問題点」

鍛田萬喜雄氏（弁護士）

日本政府が成立を目指すPKO（平和維持
活動）法案の危険な側面。侵略の歴史の反省
を忘れた日本国が外国の紛争に介入するこ
とが許されるか。

平和を誓う憲法に背く海外派兵が法理論と
して成立するのか。

（日時）

1992年

5月3日 (祝記念) 午後1時~3時



高さ15メートルの八柱の塔。1962年に、八
柱の塔が完成され、同年10月には、八
柱の塔の入道は1965年に復活された。

(会場)

宮崎市中央公民館

《資料目次》

○「平和の塔（八柱の基柱）」建設の思想と
経過

p1~p6

○八柱一宇の塔の立案者「相川謙六」（他）
p7

○日本の教育と八柱一宇（他）
p8

○「八柱一宇の塔」関連年表
p9~p10

○PKO法案の問題点（レジメ）

P11~P14

○PKO法案

P15~P19

○法案提出にあたっての官房長官談話（他）

p20

○社会党案

p21~p30

○新聞記事

p31

大会主催 日本科学者会議宮崎支部
宮崎民主法律家協議会

「平和の塔(八紘之基柱)」建設の思想と経過

■はじめに

1940年11月25日宮崎市の郊外に「八紘之基柱」という名の大きな石の塔が竣工した。現在は「平和の塔」と呼ばれている。時は日中戦争が4年めに入り、戦線膠着で政府も軍部も国民もいらだちの中にあった頃。「皇紀二千六百年」の奉祝行事はこのいらだちをふきとぼす格好のイベントとなった。

「八紘之基柱」がどんな目的で建設され、全面に大きく彫りこんである「八紘一字」という言葉がどんな意味で使われてきたか、また世界中から寄せられたという台石(礎石)はだれだれが寄贈したのか、建設の発案者である当時の県知事相川勝六をはじめ関係者の発言や記述から、知られることの少なかった事実を探りだしてみたい。

■記録による史実

◎宮崎県会史第七集にある、1938(S13)年通常県会第一読会(總体質問)によれば、12月5日に県議の石神啓吾は「皇紀二千六百年奉祝記念事業」について質問している。

相川知事は次のように答弁している。

◎「皇宮屋を中心としてあの一帯の適当な所に一種の建造物を作りたいと思います。神武天皇が日本を肇国される時の大いな御精神が現在の日本の東亜を経論し、世界に臨む一つの大いな精神になっている。そういう一つのおおきな精神が日向の地において起きたのだとわれわれは考える。

それで神武天皇のお言葉の中に八紘を擒いて宇となすというきわめて遠大なるお言葉がある。あるいは天下皇澤、六合照徹というような非常に良い神武天皇の建国の御ん理想というものがある。それが日向の地においていよいよ最後の具体的なお決意をお決めになって、そしてここから御進発になって日本を肇国がでている。その精神が二千六百年間日本に脈々として続いてきて、そして今日の東亜の天地に拡充され、世界に向かっている、この精神を日向の地で現わすなか具体的なものを作りたい。」

「それから塔の一部には二千六百年の祝典の行なわれるときにおける日本の國力、國勢というものを刻み込んでおく、二千六百年の祝典の行なわれるときの人口、國土はどの位あるか、日本の勢力、すなわち陛下の御稟威がどれだけ及んでいるか、あるいは満洲国とは一体不可分の関係になって、そして満洲国ができる。支那にはこういう政権ができるとか、あるいはどうなっているといふようなことを、とにかく大事なことだけを銘記しておく。」

「それでその建設物の一材料として、日本の各府県からはもちろん、朝鮮も、台湾も、樺太も、それからできれば満洲も、北支も、中支も、シンガポールでも、香港でも、アメリカでも、そういう方面で日本の八紘一字の皇威の及ぶところから石を一つ集めて、そしてその一つの建設物の材料にする、また神武天皇が美々津の港より御進発になって大和にお出でになります道筋の各町村からも石を一つお出しを願う、そうしたいろいろの事業のためにどの位の金を要するか、いろいろ設計をしております。」

◎戦前に刊行されていた日刊紙「宮崎新聞」S14.3.1版に次のような記事がある

見出しへ、「郷土部隊へも 快挙を通知 八
紘之基柱材石依頼」

「八紘之基柱材石の蒐集に関して打ち合わせた結果県内外の国内はもとより外地、外国の邦人居留先にはことごとく依頼状を発するほか、大陸又は大洋上に艦身奉公中の郷土部隊勇士に対しても紀元二千六百年の記念事業を通知し、その精神的協力をもとめることになったが、これら郷土部隊勇士からの団体献石も行われるものと大いに期待されている。なお材石依頼先は次の通りである。

- 一、県内 1、県を区域とする公的団体
2、郡を区域とする公的団体
3、市町村を区域とする公的団体

- 二、県外 1、道府県及び道府県を区域とする公的団体



世界大はらひの 日向の八紘之基柱

相川知事や県下新聞人集めて

一時半の懇談を遂ぐ

川越石男氏は縣下の各新聞にとりかかるが、日本を表す御姿と四方に玉垣をめぐらし根部には武、農、漁、工の四神像を安置、高貴の御方の御書を以て八紘一宇の大文字を正面にきざみ、土台から地上三十メートル（約百尺）となしその前には不滅の聖火二基を點じる予定であり、八紘之基柱は世界の再建是正を確立すべき聖戦を意味し、天神地祇の総力をあげて大宇宙を祓い潔める大祓いの根源たらしるものであると力説。」

下久保 兵無言

翌 [S14.3.2] 付の宮崎新聞には

「世界大祓ひの 日向の八紘之基柱 相川知事が県下新聞人集めて 一時半の懇談を遂ぐ」という見出しのあとに、

「宮崎市下北岡山公園地 に皇宮屋、涼宮、宮崎神宮の各聖蹟を前にして建設される八紘之基柱は総工費五十万円にして、その構想は彫刻家日名子実三氏に依頼、ようやく出来上がったからこれを建築家の手に移して設計にとりかかるが、皇國日本を表徵する御弊の御姿とし四方に玉垣をめぐらし根部には武、農、漁、工の四神像を安置、高貴の御方の御書を以て八紘一宇の大文字を正面にきざみ、土台から地上三十メートル（約百尺）となしその前には不滅の聖火二基を點じる予定であり、八紘之基柱は世界の再建是正を確立すべき聖戦を意味し、天神地祇の総力をあげて大宇宙を祓い潔める大祓いの根源たらしるものであると力説。」

また同日の社説に「世界大祓ひの基柱 全智全能を發揮せよ」

「世界を大祓いする宮崎市下北の八紘之基柱は、同知事は之を聖戦の意義としても広範囲に解釈し眞の長期建設精神を八紘之基柱に根源することとなしている。この知事の考え方は一般に共鳴を得今次の紀元二千六百年宮崎県奉祝事業は渾然として天下の人心を収斂し得るの自信を漸くに獲たと云えよう。皇民をあげて奉賛いたす記念事業に対してはあらゆる場合あらゆる物資あらゆる人間に対してこの世界大祓いひの儀を発源といたさねばならぬ。

世界大祓いひの人柱となった幾多の忠勇義烈の戦没忠靈は靖国神社に奉斎されるが、建国發祥の宮崎県に八紘之基柱が建ちさらに悠遠宏大なる聖戦目的の達成を精神的に激励するにおいては護国の英魂もまた一層瞑するに足り、現存人の神恩報謝の至誠が一入(ひとしお)深厚に透徹することとなる。ひとり忠魂のみに止らず神代三代から三千年に亘り日本帝国の生成発展に献身し來たったわれら国民の先

- 三、外地 1、樺太、庁及び庁を区域とする公的団体
 - 2、朝鮮、総督府及び各道及び道を区域とする公的団体
 - 3、台湾、総督府及び各州庁を区域とする公的団体
 - 4、南洋、庁及び庁を区域とする公的団体
 - 5、関東州、州及び州を区域とする公的団体集
- 四、外国 満州国各省、各県及び同区域に在住の日本人会、支那各地
独、伊其の他帝国大公使館、領事館所在地日本人会、」

以上の方針にしたがって各地から石を送らせたのだが、実際に塔の台石にあって調べてみると朝鮮、台湾、「関東州」を除いた「外地」からは、樺太から1個、南洋庁（パラオ）から1個の計2個。また外国の日本人会からは「満洲国」を除くと、ドイツ1個、アメリカ2個、カナダ3個、ペルー1個、旧米領フィリピン1個、旧英領シンガポール1個の計9個にすぎない。原則として日本人団体からに限っており、ごく一部の例外（といっても「満洲国」の県知事名が満洲人名になっているくらいのこと）を除いて厳守されているようだ。

なお川越石男氏所有の資料に、石の数が以下のように記録されている。

一、外国	110
米 6、ドイツ 1、南洋 2、満州 78、支那 23	
一、外地	196
樺太 1、関東州 22、台湾 44、朝鮮 129	
一、軍	109
一、県外	593
一、県内	778
計	1786
未着	98
申込総数	1885
一、愛国婦人会	60 (内地47、台湾1、朝鮮12)
一、学校歯科医師会	32

祖の靈を慰め、幾千年の後昆に確乎たる世界指導精神を伝えることが出来る。」

◎1939（昭和14）年3月17～19日、宮崎市、都城市及び延岡市で「紀元二千六百年奉祝記念と東亜新秩序」の講演会が宮崎県振興会主催で開かれた。ここで相川は「紀元二千六百年奉祝と県民の覺悟」と題して特別講演を行なっている。以下「八紘之基柱」に関する部分を抜粋し記す。

■八紘之基柱の建設地皇宮屋

「神武天皇は日向御三代の御聖業を繼承されて、この日向の民を率い日向の地を開発せられ、四十五年の間日本建国の大準備の為め御苦労を遊ばされたのであります。この地の風物は神武天皇の日夕御親しみ遊ばされたものであります。八紘一字の肇國の御精神は此の地におこったのであります。八紘一字の建国の大理想は爾來二千六百年の間、歴代の天皇が之を繼承されて生成発展せしめられ、当時の葦原中津国より現在の偉大なる日本国となったのであります。

愁久二千六百年のあいだ、八紘一字の建国精神は燐として輝き、之によって日本の生成発展があり、そして現在に及んでいる。吾々及び吾々の子孫はまた之によつて永久に世界の平和建設のため、皇國の發展のためにつくさねばならぬのである。」

■日向に即した基柱の設計

「現在帝國の皇威の及ぶ範囲から、即ち世界中から石を集めてみたいのである。勿論日向の各市町村からは必ず石一個ずつは集める。更に朝鮮からも台灣からも又満洲からも集める。更に支那各地、即ち北支、中支、南支の日本人が相当勢力を占めている所からは、日本人会などから斡旋してもらって石を集めつもりである。尚印度も、暹羅も、独逸も、伊太利も、英吉利、佛蘭西、北亞米利加、南亞米利加の各地における日本人会からも石を集める。かくして国内外から集まつた石をきれいに積んでその上に高い御柱を建造するのであるが、現在の計画ではその高さは基礎から百十尺見当である。そしてその御柱の表面には、「八紘一字」の四字を刻みます。之は神武天皇の御詔旨をあらわした尊いお言葉でありますから、出来うるならば高貴の御方の御染筆を頂戴して永久に千年も万年も消えぬないように刻み込んでおきたいのであります。又この御柱の一部に紀元二千六百年記念の盛典の行なわれる時における日本の國勢を刻み込んでおきます。それを

どういう文章にしますか考えねばなりませんが、少なくとも日本の領土、人口はどのくらいあるか、我国と不可分の関係において満洲國があること、更に北支、中支、南支こういう方面における現時の聖戦がどのようになつて居るか、東亜新秩序の建設はどの程度すんで居るか、こういうことなどはどうしても書いておかねばならぬと思う。この基柱は将来千年も、万年も、とにかく現在の吾々の知識、技術を以つてなしうる最大限度の永久性を持たせて之を建設するつもりでありますから。

之が五十年後、百年後、即ち紀元何千何百何十年の後になって此の基柱を訪うものをして紀元二千六百年のときの日本の人口はどの位いあつたか、日本の領土はどうなつていたか、日本の国勢はどの程度であったかを一目瞭然たらしめておくならば、後年国民子弟をして發奮興起せしむる上に極めて良好な資料となることができるであろうと思う。そうして何百何千年たつても、八紘一字の大精神を各自が常にはっきりと堅持して国威國力の伸暢に寄与するように奮起を促したいのである。

日名子実三氏は軍部の方からも色々と記章、特に今回改正になった傷痍軍人記章や記念塔などの依頼を引き受けられて数々の立派なものを製作されているし、又満洲國からたのまれて勲章などの考案も完成せられております。

日名子氏は日向に来られて各地を見、日向の風物に親しく触れて構想を練られたのでありますするが、其の間日名子氏の頭に強く印象づけたものは、例えば高千穂郷のあの辺りに多い高いだんだん畑や、西都原の古墳「鬼の岩屋」など、それから宮崎神宮にある御矛や、御楯や、御劍、美々津の立磐神社の御腰掛岩、皇子原の玉垣などは等が基柱設計の中に取り入れられてその一つ一つが又全体の上に極めて芸術的な氣品の高い調和を得て、ただいま大体の型が出来上がっているのであります。」

宮崎新聞【S14.4.8版】

「大帝御縁に因み 満洲から金鉱石 基柱の献石愈よ旺ん」「八紘之基柱建設に対しては県下は勿論、県外国外より続々と献石奉賛金の申込みが寄せられて、奉祝会当局を感激させつつあるが、この程祝典事務局宛満洲国より四月三日の神武天皇祭をトし、献石奉賛金の申込み電報があつたに対し七日

左記の如く詳細な書面が到着した。これによると、献石五個は神武大帝の金鯱にちなみ特に金鉱石を選定したとある。以下は満洲国海龍県民代表より相川奉祝会長に宛てた書状（原文のまま）

■大亞細亜建設の聖業下に迎へる皇紀二千六百年の盛典には単に在満県人のみならず日鮮満各民族挙げてこれに参画せしめ以て國体觀念の強化に資したく、本県に於いては河谷副県長の意図を奉じ、本県在住宮崎県人幹部各方面に亘てこれが勧説輿論の喚起に努めたる所、鮮満各民族にも貴会の趣旨よく徹底理解せられ、八紘之基柱材石献納に対して本県各民族間に該石材寄贈の儀が謀られ、五民族各一個宛の基柱を奉納することとなり去る三月三十日材右を一応本県山城 神社々頭に搬入の上本日四月三日神武天皇祭の佳節をトし副県長以下各民族代表関係者参列の上 行事を執行、鉄道便をもって発送せり。因に本材石は本県管内大倉金鉱所有の鉱石にして相当の金を含有しあり、之は副県長の意見により神武天皇の金鯱にちなみ特に本金鉱を選びしものなり。

昭和十四年・康徳六年四月三日 満洲国海龍県民代表
紀元二千六百年奉祝会会长 宮崎県知事 相川勝六殿

【S14.4.9版】「山紫水明の聖地に 築ゆ『八紘之基柱』 地元民の労力奉斎に着々進む整地工事」

「日名子実三氏は昨年十二月省内各地を月余に亘って視察し、漸くこの程模型の完成をみた。模型の概要は左の如くである。

一、形体は從来ありふれたる碑塔と全く形成を異にしたる日本古来独特の武器其の他を組合せた。

一、聖柱の中軸は樋を組合せ、武を表徵した。

一、四角には鬱蒼たる森林より伐採せし材木を？連繩にて結びてその上に炬火を焼き神火を燐ばせる。

一、四方に銛を加えて更に武威化し

一、四角下方に武、農、工、漁の各群像を置き、皇祖時代の日本の産業を表徵し、国家興隆の本は各種産業の進展を示す。

一、柱は本県山岳部の段々畑を形どりたる段の組合せの上に？然として屹立せしめた。

- 一、正面台部の入口は西都原古墳鬼之窟の入口を像り、古代日向をあらわし
- 一、 体の台は国内は勿論、海外同胞より寄贈の石を組合せて築造するものに、其の周囲は聖地佐野原の玉垣の形を執り、大玉垣を廻らす。
- 一、基柱全形を見る時、其の形御幣に似せられあり、此の御幣を以て我国はもとより全世界の罪穢れを祓い、之を化育し之を掩うて家となすの御精神を顯現せんとするものにして一度此の基柱に接するや心身自ずから？斎を受くるのが起ころ。

【S14.6.25版】「真宗本派寺院、都城市攝護（しゅうご）寺で、20日寺族会、各寺1円。21日住職会では金200円を基柱資金に奉賛。」

この攝護寺であるが、特定の寺院ではこの寺と日蓮宗都城教会所だけが献石をしている。正式には淨土真宗（西）本願寺派天竜山寺攝護寺。1935（昭10）年に都城で行われた陸軍特別大演習の記念事業として納骨堂と養老院・孤児院を設立している。

「攝護寺百年史」にこうある。「昭和10年頃の（寺の）日曜学校の日程は、第一时限は集会鐘による集会にはじまり、皇居遙拝や礼拝、勧行・・・で終わり、・・・」「昭和12年夏の日支事変勃発に引き続いて、第2次世界大戦に突入し、国内は戦時一色に塗り潰されて寺院もまた非常時局の外にはありえず、王法を為本として僅かに戦没者のために忠靈塔を建立して供養を行い、ひたすら戦勝と平和の恢復を期待するばかりであります。」そしてこの忠靈塔は昭和13年7月7日に完成し、題字を時の第6師団長谷寿夫中将が書いている。

◎県外や海外からの献石についても、宮崎新聞によると以下のようない記事がある。

【S14.6.13版】によると相川勝六知事は、内務省が派遣した大陸視察団中支班の一員として昭和14年6月11日から7月5日まで間中国に出かけ、派兵されている郷土部隊を慰問している。6月23日には漢口方面の第23連隊佐野部隊を慰問激励、北京では杉山最高指揮官とも会見した。

6月14日には上海にあって、在留宮崎県人20余名と懇談し「塔」建設への協力を訴えている。そして「永久に記念すべき『八紘之基柱』の一片として、当地特有の岩石を採集して、奉獻と奉祝基金募集の件を一決」した。

■昭和14年7月7日は「支那事変記念日」であった。この日を期して当時のわが国の官庁には丸坊主運動がおこった。宮崎新聞にも「日向男子はみんな丸刈りだ 県から励行示達」などという記事が載り、記念日の前日である7月6日には相川知事も丸刈りで登庁してきた。

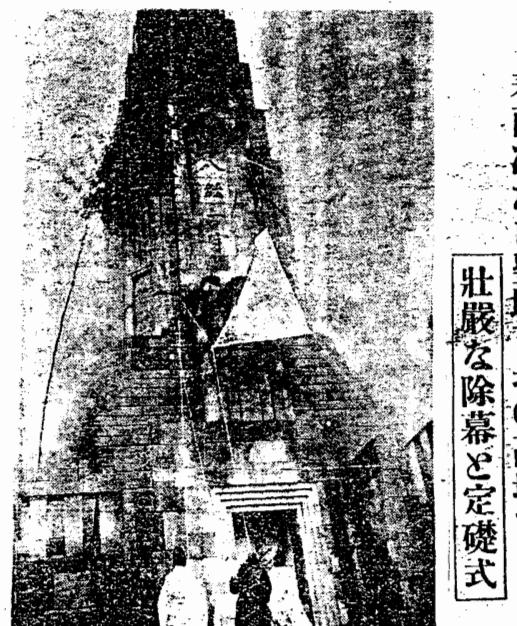
【S14.7.21版】「一段と輝く占領の城壁も送らる 木島部隊より兵に托送」「中支第一線にある木島部隊長より宮崎市橋通り三城信一氏への通信によれば、同部隊よりの基柱台への献石は〇〇帰還の兵隊に托送したから其旨県当局宛伝言たのむーとのこと・・・。この石は木島部隊占領の〇〇城壁の石材とのことで一層意義深いものがある。」

【S14.8.1版】「基柱に一段の精彩 第一線各部隊献石 相川さんの懇願に板垣さん快諾 然も皇威の及べる地から」

相川知事と時の陸軍大臣板垣征四郎中将は旧知の間柄であった。相川が朝鮮の外事課長時代に、板垣は関東軍の参謀総長であったし、満洲の地で二人はしばしば会っている。相川は陸軍大臣である板垣の協力を得たいと考えて「懇願」している。板垣は「快諾」し、「在満在支各軍に通謀した」として

「『石材寄贈については各部隊毎に各二個を標準とし、内一個は軍又は部隊司令所在地附近のもの、一個はなるべく第一線附近的のものとす（但し第一線に於いてはなるべく皇威の及べる地極限点附近のもの）。石には採集所在地及び採集年月日を消え難き塗料等を以って記入、堅実なる梱包みとし、その表面にも採集所在地及び採集年月日を記入するものとす。石の届け先は、？？運輸部気付宮崎県知事宛とし、おそらくとも本年11月末までに送付すること』など細部にいきとどいた注意を与えたものである。」

板垣はその後9月に支那派遣軍總司令部の新設にともない總參謀長に就任して



いる。そして支那派遣軍の最高指揮官であった杉山元大将は軍司參議官という職につくことになる。

「八紘之基柱」に海外の日本人から送られた石とその歴史

◎独逸採石工業会社

STEIN INDUSTRIE VETTER GMBH

ELTMANN & MAIN DEUTSCHLAND

と彫りこまれた石が塔の正面、台石の最も目にとまる位置にはめこんである。

ドイツ国マイン河畔エルトマンのフェーター採石工業有限会社。ここに勤めている日本人から送られたといわれる。

MAIN(マイン)河は有名なライン河の支流。フランクフルトを通り、東へと源をたどる。そしてフランケンアルプと呼ばれる山岳地帯に至る。フランケンアルプの南部のゾルンフォーヘンの近くに「ゾルンフォーヘン片岩」があって、このスレートはドイツの多くの地方で、建物の敷石や壁材として用いられているという。なおフランケン高地はドイツ民族のなかで屈指の大種族フランケン族にちなんだ。

なお1938年10月、ヒットラーゲントの駐日代表であったラインハルト・シュルツはヒットラーゲントの隊員をドイツから宮崎に呼び、「祖国振興隊」と交流させた。

◎比律演日本人会＝フィリピン群島ダバオ(Davao)日本人会

フィリピンには、1889年日本はマニラに領事館を開設している。このころ水夫、漁夫など日本人出稼ぎ労働者がマニラやホロ島で働いていた。20世紀にはいると移民会社の手で日本人出稼ぎ労働者が送りこまれ急増した。

ダバオ＝フィリピン南部、ミンダナオ島南東部のダバオ湾西岸に位置する都市。日本人実業家によるマニラ麻(アバカ)農園開発を契機に急速に発展、1914年ダバオ州の州都となった。マニラ麻園は第1次大戦中に活況を呈し、1918年にはダバオ在住日本人は8,000人に達した。1930年代日本資本の進出はいっそう盛んになり、ビール、ゴム靴、綿製品、鉱山業、小売業、漁業部門に多額の投資を行った。ダバオは1936年には政令都市に昇格した。ダバオは日

本人の一大移民による農業植民地として有名であった。1934年には日本人は15,000人に達し、主にタモロ島とシラワン川流域に住んでマニラ麻産業に従事、その農業面積は約38,200ha、ダバオで産出されるマニラ麻の8割を日本人が生産した。第2次大戦直前の市内在住日本人は18,000人を数え、日本人学校（15校）から病院まで持っていた。

日本人移民の労働条件は過酷で、土地の取得が認められなかったが、請負耕作を通じて実質的な自営の道を歩む。いつしかその地は「満洲国」になぞらえて「ダバオ国（クオ）」と呼ばれるようになった。

◎南洋庁（パラオ諸島コロール島）パラオ（Palau）

第一次大戦後の1919年5月のパリ講和会議で、赤道以北の旧独領諸島の委任統治国を日本に決定。以後、日本の国際連盟脱退後も統治が続けられ、南洋群島は25年間にわたって日本の支配下におかれた。

1922年4月1日、南洋庁がパラオ諸島コロール島におかれた。

1940年11月、紀元二千六百年の記念事業としてコロール島に「南洋神社」を建てた。南洋群島ただ一つの官幣大社で天照大神を祀った。この神社の社殿は1944年3月の米軍の大空襲で灰燼と化した。

太平洋戦争中のサイパン陥落時に、邦人の女性たちが米軍に追いつめられて崖から集団で海に身投げをする映画フィルムがあるが、当時疎開できなかつた多くの日本人が犠牲となっている。今この崖はバンザイクリフと名付けられ、そこに平和を祈念する塔が建てられている。

◎カナダ日本人会（加奈蛇日本人会）

◎ステーブ斯顿邦人漁者団

この二つの石は、ともに白い石肌に橙色の乱れた帯のような自然の模様がはいつている。同じ場所から彫りだした石であろう。当時の日本人移民は多くが太平洋岸のバンクーバーとその近くに住みついていた。

◎須知武士道邦人団（須知武士道日本人団体）

須知武士道、この文字をスティーブ斯顿と読む。大正6年に帝国海軍の練習艦隊がスティーブ斯顿に入港し、ある大佐がこの字をあてた。以後、戦争が終わる

まで使われた。武士道は当時スティーブ斯顿に固まっていた和歌山県三尾村出身の人たちの心だったという。

*カナダへの日本人移民の歴史は1877年に始まった。日本人の大部分が移り住んだブリティッシュ・コロンビア州の人々は、「白人の州」として中国や日本人の移住を嫌った。1907年に日本人の大量移民があり、アジア人排斥の暴動が起きた。1930年代に入り、アジアでの緊張が高まると日本人排斥感情が強まり、1942年には沿岸地域から日系人全員が立ち退かされ、約2万2千人の日系人がカナダ全土に拡散されることになった。その後1962年まで移民は許可されなかった。

- 1877年 日本人移民始まる。
- 1877年 工野儀兵衛がバンクーバー郊外ステーブ斯顿のフレーザー川に鮭の大群を見て故郷の三尾村に急報。
- 1889年 バンクーバー（晩香波）市に帝国領事館を設置。
- 1890年 吉沢安吉ら3名、バンクーバーの北方漁場を開拓。
- 1892年 カナダ領海での漁労ライセンスが必要となり、日本人漁者は便宜上帰化する。
- 1900年 日系漁者はこれまでの非公式の漁者団体を「フレーザー河日本人漁者慈善団体」と改称してブリティッシュ・コロンビア州政府に登録。
- 1908年 上記団体を「ステーブ斯顿日本人漁者慈善団体」と改称する。
- 1917年 196名の日本人義勇兵が歐州戦場に出征、54人が戦死。
- 1923年 日本語学校教育会発足。
- 1936年 日系二世が「日系カナダ市民連盟」を組織。
- 1937年 秩父宮夫妻がバンクーバー市を訪問。領事館員と日系人がピストル携行で警戒にあたる。
- 1942年 沿岸地域から日系人全員が強制的に立ち退かされ、以後、日本よりの移民はかたく禁止された。
- 1962年 移民禁止解除。1977年に日系人は約4万人。

八紘一宇の塔の立案者「相川勝六」

「相川月券への経歴」

明治24年(1891)12月佐賀県嬉野町に生まれる。

大正8年(1919)東京帝国大学独法科卒業。高文行政科合格、宮内大臣秘書官、内務省に入り警視庁刑事部長、京都市警察部長、神奈川県警察部長、警視庁時代に国際警察會議(ドイツ)に日本代表として列席し、欧米の留学2年。

内務省警保局保安課長(昭和9.7.6~11.4.22)兼高等課長(昭和9.7.1~10.5.14)兼外事課長などを務め、新官僚運動の先頭に立ち、大本教弾圧を揮する。昭和11年2・26事件勃発の責任を取り、朝鮮総督府警務局外事課長に転出。

昭和12年(1937)七月より14年9月まで宮崎県知事。「八紘一宇の塔」建設や政党解消運動をすすめる。そのあと、広島、愛知、愛媛(兼四国行政協議会長)各県知事を歴任。大政翼賛会実践局長、内務次官、厚生次官、ついで昭和20年(1945)小磯国昭内閣の厚生大臣となり労務行政の強化をはかった。

戦後戦犯で公職追放(1946~51)、26年解除。27年より宮崎1区より第25回衆議院議員選挙(昭和27年)に初当選以来、連続当選7回。47年引退。

その間、予算委員長、自民党総務、内閣委員長、自民党治安特別対策委員長(昭和43年当時)を努める。治安重視の党内最右派に属した。代議士として東南アジア欧米各国を視察す。昭和41年勲一等瑞宝章を受ける。

住所 東京都世田谷区代沢3-16

昭和48年(1973年10月3日病没)

※ 上記経歴は、「八紘基柱・平和の塔の由来」(著者相川勝六)の巻末著者略歴と「戦前期日本官僚制の制度・組織・人事・」(戦前期官僚制度研究会編/秦郁彦著)「政治家人名辞典」(読売新聞社刊)「人名辞典」(朝日新聞社刊)より。

「内務省警保局」

※相川勝六氏が所属した内務省警保局とは?

- 「内務省」は、国内の政務。内務行政。すなわち警察、土木、衛生、地方行政など
- 「警保局」は、全国警察機能の中心。警察行政全般を指揮し、殊に高等警察、特別高等警察に関する活動が顕著であった。(広辞苑)警察と検閲の総元締め。
- 「高等課」は、政治警察事務を担当するため昭和3年7月設置、10年五月廃止。
- 「警保局保安課長」は、明治19年2月警保局内に設置され、治安維持を担当した31年後有資格者が課長に発令されるようになった。のちの特別高等警察の業務を担当。
- 「高等警察」は、秘密結社、政治集会、選挙運動の取り締まり、思想または政治犯罪に対する監視を行う警察。(広辞苑)
- 「特別高等警察」は、高等警察の一部。思想犯罪に対処するための警察。内務省直轄で、社会運動などの弾圧にあたった。戦後廃止。(広辞苑)

1933年当時の内務省警保局長は、松本学氏。

「かれ(松本学氏)は、すでに教育と宗教の弾圧統制でその実績を買っていた新興官僚であったが、さらに文化・芸術の国家統制を強く企画し、文壇に接近していた。このような新官僚の台頭に対して、それは『独裁政治理論の民主的扮装』(宮沢俊義[中央公論]34年2月)にすぎないとする批判が高まつた。翌34年には、かれは貴族院議員に勅選され、文化の国家統制を実現していった。-中略-7月1日、松本は三井・三菱から資金をうけ日本文化連盟を設立し、さらに翌34年1月、直木(三十五氏)にはたらきかけ、「非国家的文士」を除く条件で「帝国文芸院」設立を図つた。」

(ドキュメント昭和史②川口浩編『学問の自由をめぐる闘い』小林茂夫著より)

相川氏在任当時の警保局長は、唐沢俊樹氏。(昭和9.7.10~11.3.13)

「戦前の思想弾圧の関連概要」

1932	昭7 10月	共産党中央部検挙。風間丈吉逮捕。司法赤化事件に発展
1933	昭8 2月	多喜二虐殺。
2/4	長野で共産党员シンパ684名一斉検挙。教員208名を含む。信濃教員赤化事件	
3/8	貴族院にて菊地武夫議員が、國体を破壊するマルクス主義を煽動するような「わが國の生存に有害なる大学」は閉鎖させよと迫った。貴族院は24日「時局に関する決議」をおこなって、「国民精神の作興に努むるは邦家の急務なり」と認むと政府に要求した。同日、衆議院も「政府は速やかに確固たる思想対策を樹立し以て民心の安定を図るべし」という「思想対策に関する決議」を行つた。	
4/22	京大滝川教授の辞職を文部省が要求。理由は「赤化的傾向がある」と言う。	
5/25	文部省は滝川教授を休職処分に処す。	
5/26	大学自治の侵害と学問の自由否認に抗議し、京大法学部教官39名が辞表提出。その後、学生の抗議運動が全国に広がる。しかし、特高の弾圧もあり大学側の敗北に(7月)終わる。(「昭和の歴史」④小学館・江口圭一著より)	
	※ 内務警保局は、この時に「思想対策案」を作成している。	
1934	4月	日本プロレタリア文化同盟解散。
1935	1月	赤旗終刊。2月 天皇機関説事件。
	12月	日本共产党活動中断。
	12/8	大本教弾圧。大本教は軍部・右翼と繋がる振興宗教だったが、軍部内に大きな影響力をもつていていたため治安維持法違反で弾圧された。治安当局は空前の検挙陣の編成で三千人の信者を検挙、幹部61人を起訴、教会の土地の売却、建物破壊、私有財産の押収焼却など、徹底的に行われた。

「昭和43~44学生運動弾圧の経過」

自民党治安対策特別委員長当時の昭和43~44年は、全共闘・暴力学生が暴れ、機動隊の構内導入を許し、学生運動が弾圧された年。

1/15	米原子力空母エンタープライズ寄港阻止をめぐり、中核派学生200人法政大学構内で機動隊と衝突。17日、佐世保に結集した反日共系学生800人が警察官と衝突。警棒の使用が問題化。
1/29	東大医学部学生自治会、医師法改正に反対、無期限ストに入る。(東大紛争の発端)
2/12	警視庁、大学の要請なしでも構内立入検査が出来る「学内出動基準」を通達。
6/2	米軍機、九州大学構内に墜落。4日教授学生らが抗議デモ。
6/15	東大で当局に反対の青医連70人、安田講堂などを占拠。17日機動隊導入を要請し排除。20日9学部ストに突入。
9/4	日大、機動隊の応援で占拠学生を排除。逮捕者132人。29日重症だった機動隊員死亡。
11/7	反日共系全学連の学生2000人「安保粉碎・沖縄闘争勝利」を呼び、首相官邸突入、機動隊と衝突。456人逮捕。
12/10	三億円事件
4/4年	
1/10	東大、7学部集会を青山秩父宮ラグビー場で開催。学生7000人参加、つづいて学生代表団と非公開団交、学長代行「確認書」に署名。18日学長代行、機動隊を要請し安田講堂占拠の学生を排除。
2/18	日大、機動隊を導入し文理学部を最後に全学の封鎖解除。
2/24	日経連、大学問題につき基本見解を発表(「偏向教育」が紛争の一因と主張)
5/14	新宿駅西口地下広場、土曜夜のフォーク集会は道交法違反で禁止。
6/29	新宿駅西口地下広場の反戦フォークソング集会に7000人。機動隊、ガス弾で規制。
7/11	新宿駅東口付近のフーテン族、取締に軽犯罪法を適用の方針。同日、警視庁は「紛争大学は112、今後さらに増えそう」と報告。
8/7	大学の運営に関する臨時措置法公布。17日施行。
9/22	京大封鎖解除。
10/7	文部省、高校生の政治活動制限を通達。
11/5	大菩薩峠で武闘訓練中の赤軍派学生53人逮捕。
12/17	文部省、大学紛争白書発表。紛争大学3分の1に減る。
12/22	横浜国大の授業再開で、長期紛争校は0となる。

(以上「昭和日常生活史」③角川書店より)

日本の教育と八紘一宇

週間『きょうかしょ裁判通信』野田義光著より

八紘一宇

1992.2.11

『建国記念祝典』日本の建国を祝う会会长 黒敏郎

黒敏郎「今こそ神武天皇の八紘一宇の精神を心とし、正常な憲法を持つべきだ」

1982.2.11

『建国記念の日奉祝式典』日本武道館 総理府・文部省後援 桜内外相他4人の閣僚出席
(運営委員会長 木下一雄元東大学長 運営委員長 黒敏郎)

黒敏郎「神武天皇の建国の理念は、八紘一宇で友愛と協調の精神で天下を統一し、世界的規模の家族国家を建設することにあった」「日本の歴史は、二千六百四十二年と推定されるほど宏遠なものだ」「大和櫛原の地で神武天皇は、国家創立をおこなった」

木下一雄 元中教審委員 教科書裁判の国側証人

黒敏郎 『日本を守国民会議』準備委員長(82年当時)日本教育会の講師

日本教育会

1975年6月設立 日本教育会初代会長 森戸辰男(元東大教授 元中教審会長)

森戸発言

73年12月「戦後の教育は間違いであった」「教育権を付託されているのは、当然国家である」。75年6月発言「戦後、大日本教育会が解散され、それにかわってほかならぬ日教組が結成されたが、この団体はその本来の目的をはずれて、政治闘争に終始している。この時にあたり、再び日本教育会を結成し、教育の正常化に乗り出せることになったのは誠に喜ばしい」

顧問団・講師団 相良雄一(聖心大学長) 勝部真長(お茶の水大教授) 内海巖(広島大名誉教授) 高坂正亮(京大教授) 坂本二郎(元一橋大教授) 市川昭午(国立教育研究所) 吉本二郎(東教大名誉教授) 村尾次郎(元教科書調査官) 林健太郎(元東大教授) 平塚益徳(国立教育研究所所長 81年日本教育会会长) 宇野精一(教科書を守会会长) 宮島龍興(前筑波大学長) 奥田真丈(前文部省審議官) 会田勇次(京大教授) 大島康正(筑波大教授) 村松剛(評論家・筑波大教授) 山口康助(元教科書調査官・東京学大教授) 香山健一(元全学連委員長・学習院大教授) 黒敏郎(作曲家・建国記念日奉祝委員長)

宇野精一(教科書を守会会长) 国側教科書裁判支援組織「教科書を守り」代表
奥田真丈(前文部省審議官) 君が代を国家と規定した指導要領作成の責任者。

発言「君が代を国家と思わないようなものは日本人でない」

宮島龍興(前筑波大学長) 勝共連合系「世界平和アカデミー」の中心メンバー。

村尾次郎(元教科書調査官) 「日本史」検定の主任調査官として活躍。

発言「天があって地がある如く、天皇があって國がある。皇國史觀は国民史觀だ」「呼ばれるならむしろ右翼と呼ばれたい」

林健太郎(元東大教授) 教科書裁判国側「鑑定人」で「文部省の言い分が正しい」との鑑定書を提出。

「きょうかしょ裁判通信」野田義光

「政治からの中立」を唱えながら、主任制・日の丸・君が代・愛国心教育・建国記念日に賛成し政府自民党の尖兵となっている日本教育会。

支部

愛知県支部 主任制任命の90%が教育会会員。「会員でなければ、管理職に登用しない」

信濃教育会 会長は元校長 役員全員元校長。

会員に、ほとんどの教員加盟し12,400名。その殆どが長野教組加盟。

『長野県の教員は二足のわらじをはいているとよくいわれる。100%近くが教員組合に加盟しながら、組合とはむしろ逆な路線を歩んでいる信濃教育会に加入していないと、人事、校務分掌その他教師としての職務を実施してゆく上で、はかりしれない不利益になることが多いので、不本意にも入っている者、また同僚や管理職へのお義理で入っている者も多い』(季刊『信州白樺』教育特集号 池田錬二氏)

「八紘一宇」について

『廣辞苑』

世界を一つの家とすること。太平洋戦争期、我が国の海外進出を正当化するためにもちいた標語。日本書記の「兼六合以開都掩八紘而為宇」に基づく。

『1940年9月27日独伊三国同盟締結の詔書』

「大儀を八紘に宣揚(せんよう)し、坤輿(こんよ)を一宇たらしむるは、實に皇祖皇宗の大訓にして、朕が夙夜(しゅくや)眷々措(けんけんお)かざる所なり。而しこうして、いまや世局はその騒乱底止する所を知らず。人類の蒙るべき禍患また將に測るべからざるものあらんとす。朕は禍乱の勘定(かんてい)、平和の克服の一日もすみやかならんことに軫念(しんねん)極めて切なり。すなわち政府に命じて、帝国とその意図を同じくする独伊両国との提携協力を議せしめ、ここに三国間における条約の成立を見たるは、朕の深く懇(よろこ)ぶ所なり。」(冒頭一部抜粋)

冒頭に八紘と一宇の文字が登場する詔書です。世界の騒乱を鎮め、一日も早い平和を実現するために、世界制覇の志を同じくするヒトラーのドイツとムッソリーニのイタリアとの同盟を喜んでいる天皇の詔書です。

『少国民の国体読本』(高須芳太郎・フタバ書院成光館・1943年刊)

紀元元年二月十一日に、神武天皇は大和の畠傍山の東にある櫛原の地に、大きな御殿をおつくりになって、天皇の御位にお即きになられました。それについて天皇は、上は則わち乾靈国(あまつかみくに)を授くるの徳に答え、下は則わち

皇孫正(すめらみまだしき)を養いたまう心(みこころ)を広めん。

然して後に六合(くにのうち)を兼ねて以て都を開き、八紘(あめのした)を掩(おお)いて宇(いえ)と為(せ)んこと、亦可(またよ)からずや

とおおせられております。その御仰せの意味は「上は天照大神がこの国をおさずけ下された大きい御恩にこたえ、下は皇孫がやしなってこられた正しい道をひろめよう。そうして後に國のなかをよくするために都を開き、天下をすべて睦じい一つの家のようにしたいではないか」ということと拝察いたします。このおおせごとにしたがって御代代の天皇は、神武天皇とおなじく、天照大神の御神勅を尊まれ、國を重んじ、民をいつくしみ、わざわいをはらい、正しい道を広めたもうて、立派な御政治を御続けになられたのであります。

「八紘を掩いて宇となさん」

この一番大切な言葉は、これを漢文で書くと八紘為宇となります。八紘は四方と四隅のこと、為宇は、一つの家のようにするということです。つまり、長い間、御先祖が實際に行われた正しい道の御精神を世界中に押しひろめて、たたかいやあらそいのない、おだやかな朗らかな平和の光のもとに、世界の国全部が、各々その処を得て安んじほがらかなひとつの家のように楽しんでくらしてゆくようにありたいという、まことにありがたいおぼしめしなのであります。

こうして八紘為宇の大精神と祖先をうやまいたっぷり御心とは、神武天皇の御代にはっきりと定められました。この時から二千六百年あまりのかがやかしい年月の間に、われわれ日本人は、いつも皇室を中心とあがめたまつて、いつも忠義にいそしんでまいりました。明治時代の日清・日露の戦争も、米英を相手にたたかっているただ今の大東亜戦争も、みんな八紘為宇の大精神からはじまつたもので、もともと日本は世界を一つの美しく睦まじい家のようにして、各国をしてそれぞれ正しくその処を得させるように志しているのですが、その正義に輝く日本のことをきき入れず、弱い国をいじめたり、他国をそそのかしたりするものがあるので、やむを得ず、それらを相手に現在米英と戦争をしているのであります。

以上は、「少国民はどうつくられたか」(山中恒著・筑摩書房刊)を参考。
下線は私の記入。

『八紘一宇の塔』関連年表

年号	西暦	宮崎の主な動き	世界と国の主な動き
明05	1872		11.25 神武天皇即位の年を紀元とする。
24	1891	12/16 相川勝六佐賀県嬉野に生まれる。	11/18 徵兵令。 教育勅語発布 日州教育会戦時資料収集(1886 明19発足) 日露戦争勃発~05年迄。 ボーリス 条約締結
30	1901		
37	1904		
38	1905	日露・宮崎県より一万人応招。 戦死者880 廃兵180人。 日露戦争記念植樹(八紘台に?)	
40	1907	皇太子(大正帝)油津~宮崎、各地に行幸記念碑。	戦後恐慌起こる。
43	1910		朝鮮併合。
44	1911		特別高等警察の設置。 平塚雷鳥ら青踏社を結成。
45	1912		大正元年。
大7	1918	皇太子(昭和帝)来宮。	ドイツ降伏し、第1次世界対戦終わる。
大09	1920	都城連隊他各地に行幸記念碑。	
11	1922	日本室 延岡工場着工~翌年操業	日本共産党結成。 国民精神作兵に関する詔書の奉読方通牒。
13	1924		
15	1926	昭和元年。	奉読方通牒の徹底。「明治節」の設行。
昭02	1927	宮崎県教化事業協会設立。	御大典記念事業
03	1928		
05	1930	有吉知事(元愛知県警察部長) 教化強調週間実施	特高警察置かれる。5.15 犬養首相暗殺。 国連脱退。満州傀儡国建設。
07	1932		多喜二虐殺。(2)
08	1933	神都日向大博覧会(入場23万)	赤化教員事件。(5) 政府・滿州移民計画大綱発表。(7) 男女青年団設置要綱制定。
09	1934	君島知事。9月戦蹟展覧会 県臨時祖国顕彰部を設置。 大日本武徳会宮崎県支部設。 神武天皇御東遷2600年奉告祭。 秩父宮来宮	文部省思想局設置。ヒトラー総統になる。 ワシントン条約破棄。 日本プロレタリア文化同盟解散。(4)
○			
○		7/6 相川勝六内務省警保局保安課長兼(7/10)高等課長兼外事課長に就任。	
10	1935	警視庁警務部長三島誠也28代知事となる。 陸軍特別大演習中一天皇来宮。 宮崎神宮・皇宮屋をまわる。 宮崎神宮の整備を紀元2600年の奉祝行事として国に認めさす運道が始まる。 5/14相川勝六高等課長を辞す。	赤旗終刊。(1) 天皇機関説事件。(2) 日本共産党活動中断。(12)
○			
11	1936		
○		4/22 相川勝六保安課長を辞す	教員容義服装に関する件通牒(華美・粗野をすぐるもの)。2.26事件・日独防共協定思想犯・不穏文士臨時取締法。
12	1937	ヒトラーユーゲント・中日代表(ラインホルフ・シュルツェ)来宮、祖国振興隊活動状況視察 相川勝六氏七月朝鮮総督府より知事となる。 都城歩兵大23連隊が北支に出発	7月紀元2600年奉祝会(会長徳川家達) 7月日華事変勃発。警察部に工場課設置。

1

13	1938	9月、時局対策宮崎県連合男女青年団臨時大会。出席者1000名内女子350名。知事、勤労倍加運動提唱。祖国振興隊第一回結成式、並びに隊旗授与式。 小学校祖国振興隊教育徹底強調小中校長会に知事訓示。 1/5 中央奉祝会の来宮視察。 6/22紀元2600年祝典評議員会にて宮崎神宮記念事業費36万円の計上が認められる。 祖国振興隊(隊数622隊、隊員13万9590人)茶の実栗の実採集ヒトラー・ユーゲント祖国振興隊結成。宮崎神宮神域拡張工事 10/13 紀元2600年宮崎県奉祝会並びに祝典事務局を県庁三階に置く。「八紘の基柱」建設計画決定。
○		1月軍需工場動員法。4月国家総動員法公布。11月国民精神作兵週間。12月興亞院設
14	1939	国民精神総動員週間。物価統制令。
○		ノモンハン事件。国民徵用令公布。
15	1940	9/27 日独伊三国同盟 10/12 大政翼賛会結成 11/10 紀元2600年記念式典(皇居前) 12/26 關情報部設置 独ソ開戦。東條内閣成立。
○		
○		1/8 紀元2600年奉祝会宮議会 1/29聖蹟顕彰委員会 2/3 紀元2600年県奉祝事務局 2/31宮崎神宮拡張工事始まる。 6/20紀元2600年記念統後奉公祈願大会。8/1 国民精神総動員県本部設置。 8/26本県申請の聖蹟高千穂宮は微証資料不充分で不決定。 10~12月日向建国博覧会 11/25 10時 宮崎神宮境域拡張整備工事竣工奉獻式。 13時 八紘の基柱竣工式 18時 秩父の宮御染筆奉安式 高松宮来宮列席 式費用(69900円) 11/26 紀元2600年奉祝大日本青年団西部動員(八紘台・総合グランド) 11/26 ~28日独青少年指導者交歓。 12/8大政翼賛会宮崎支部大会 12/4日本ニュース第26号に竣工の模様が記録公開される。 12/18 肇國聖蹟顕彰期成会 12/27 相川勝六宮崎入り。公会
○		2

-9-

P9

16	1941	堂にて歓迎集会。 2/11宮崎神宮で建国祭。 県中学校祖国振興隊再組織大綱 上代日向研究所～2600年記念事 業。女子学校報国隊実践通牒。 大日本婦人の会宮崎支部結成 海軍航空基地・赤江飛行場建設 金属類非常回収。 県勤労訓練所設置。 警察部に国民動員課を置く。 川崎航空部都城工場。 8/1 国民徵用実施回数94回。 国民学校児童生徒一人に、 ウサギ3匹飼育させる。 初の神風特攻隊敷島隊永峰兵長 11/1 10 錢に八紘の基柱を配す 10/25 八紘の基柱建国祭 2/8 学校の授業停止。 2/11宮崎・鹿児島～高千穂峯で 建国祭。 国民学校高等科授業停止。 3/27 B29初空襲。 ○ 祖国振興隊が国民義勇軍へ。 4月日名子実三氏病没。 神道司令の削除。	12/8太平洋戦争開始。物資統制令公布。 言論出版集会等臨時取締法公布。 学徒出動命令。 初空襲 ガダルカナル島米軍上陸。	38	1963	○ 聖火とともに第17回県民大会。 全県公園化(新しい郷土作り) 広場造成3,797 m ² 、園路200M、 植栽24本、野外ベンチ7基、案 内板一基、照明灯3灯。 総費用、273.4万円。	39	1964	○ 聖火リレー実行委員会結成。 2/5 「荒御魂像」を県が採納。 花壇造成156 m ² 、ハニワ設置15 基、落羽松植栽30本、園路補石 40M、花壇造成5000m ² 。 総費用260万円。	40	1965	○ 4/1 都市公園法に基づき、県都 市公園条例制定に際し、正式に 「県立平和台公園」と決定。 9/9 平和台起点に聖火到着。 9/10聖火スタート。 9/17聖火スタートを記念して、日比 谷公園より鳩250羽の寄贈を受 ける。	41	1966	○ 12/26 宮崎県観光協会会长・岩 切章太郎「八紘一字」の文字復 元申請書を提出、許可。	42	1967	○ 「八紘一字」の文字復元完成。 植栽502本、広場1,4289 m ² 、 菖蒲園造成2838m ² 。費用463.5 万円。	43	1968	○ 4/8 黒木知事から東京都東知事 宛「日比谷公園と平和台公園と の姉妹公園提携」について申し 入れ。	44	1969	○ 8/7 日比谷公園との姉妹公園締 結。 8/21日比谷公園と姉妹公園取り 決めの行事を実施。これを記念 して都からそめいよしの桜、 けやき、各20本を受け、本県か らは、ハニワ2体(盛装の男女)を贈る。 沖縄「ひむかいの塔」入記式 (県護國神社)	45	1970	○ 園地広場造成3800m ² 、レストハウス新 築、植栽1500本、用地買収13.9 02m ² 。総費用1821.7万円	46	1971	○ 6月 秩父の宮妃殿下「九州の 健康をたかめる会」に来宮し平 和の塔を見学。	47	1972	○ 相川勝六勲一等瑞宝章をもらう	48	1973	○ 池畔園地造成1800m ² 、植栽350 本、用地買収86000 m ² 。 総費用2667万円。	49	1974	○ 5月園遊会に相川勝六氏出席し 秩父の宮妃殿下に再会。	50	1975	○ 園地造成1200m ² 、園路改良1000 m ² 、ハニワ園整備3000m ² 、ハニ ワ取り替え50基、植栽550本、 園路新設1500m ² 。費用2121.3万 円。	51	1976	○ 相川勝六死去。
17	1942																																												
18	1943																																												
19	1944																																												
20	1945																																												
21	1946																																												
22	1947	校内残存神道軍国主義教材を除 去。戦勝記念碑、忠靈塔等の学 校からの除去。	5/3 日本国憲法施行。 地方自治法施行。																																										
27	1952	相川勝六第25回衆議院議員選挙 に愛知県第一区より立候補当選 以後、連続8期当選が続く。																																											
32	1957	○ 4月都市公園計画決定を受ける (67 箇) 通称の「平和台公園」 を公園名として採用。																																											
35	1960	費用1500万円で、 ○ 児童広場826 m ² の整備(ガソ、 スツ、滑り台、藤棚他)																																											
36	1961	○ 平和台点灯式。園路整備425M 休憩所一棟、ハニワ館一棟、ハ ニワ橋一基、ハニワ園造成、ハ ニワ400基、塔照明施設、植栽 40本。総費用2075万円。																																											
37	1962	黒木知事、東京オリンピック聖 火起點誘致構想。 皇太子来宮。 ○ 塔前広場整備、2600m ² 。園路整 備、300 m ² 。植栽40本。費用は 777.5 万円。 ○ 10/5 平和の塔。武人の像復元 (350万円) 宮崎交通が寄贈。																																											

P K O 法案の問題点

1. 自衛隊海外派兵問題の背景

(1) アメリカの新戦略の展開

- イ. 従来の軍事戦略は東側（ソ連）の軍事ブロックに対抗
- ロ. ソ連の崩壊、ワルシャワ条約機構の崩壊による世界戦略の建て直し→アジア、アフリカ、ラテンアメリカ等 第三世界の地域紛争
- ハ. 同盟国の責任分担の要求

アメリカの経済力低下（軍事費の削減）

国連の中で主導権を握り、アメリカの行動が国連の行動であるように世界世論を獲得。

同盟国の金と人とを最大限に引き出し、パートナーにする。

(2) 湾岸戦争と拡大する安保

イ. 同盟国日本への要求の強化

ペルシャ湾に向けて米軍基地の使用の自由——戦費負担 110 億ドル——自衛隊派兵要求

ロ. アメリカの対日言動

「米国は数十回にわたり、軍事行動を行ない、紛争解決のために尊い人命と血を流してきた」
「多国間国連あるいは西側同盟が主催する軍事的努力に参加するための日本の努力を好意的に受け止めている」（チェイニー国防長官）

ハ. アメリカの要求に応える日本の協力

掃海部隊の派遣

} アメリカの軍事戦略の補完
国連平和協力法の上程

財界の要求——第三世界における利益の擁護

2. P K O 法案

(1) P K O 法案とは何か

- イ. 国連平和維持軍（PKF）の名のもとに武力行使をし、血を流すことが予定されている。
- ロ. 平和維持活動の範囲を超えて、違憲の自衛隊を 6 つのチャネルで派遣する。
- ハ. 国公、地公の公務員、民間労働者を動員派遣する。
- ニ. 派遣には国会の承認を必要としない。
- ホ. 憲法 9 条抹殺、徴兵制・国家秘密法制定、憲法改悪への突破口となる。

(2) 自民党政権の法案正当化の根拠

武器使用制限——正当防衛（24条3項）

五原則
合意（3条）
同意（3条）
中立（3条）
撤収（3条の反対解釈）

3. 平和憲法を踏みにじる武力行使法

(1) 平和維持軍の軍事的性格—政府の立場

イ. 90年8月8日海部総理の国会答弁
軍事的性質を肯定
「現に戦っている兵力引き離しのなかに部隊を開いて割って入って行く任務が公然と出てくるから、国連平和維持軍参加については慎重を期して除いてある」

ロ. 90年11月6日工藤法制局長官答弁
「平和維持軍の方は、どちらかといえば紛争が再発した場合の抑圧」まで考えたもので「平和維持軍的なものに参加することは憲法上困難な場合が多いのではなかろうか」

ハ. 1991年9月19日官房長官談話

軍事的性格を否定

「国連平和維持隊は、紛争当事者間の停戦合意が成立し、紛争当事者が平和維持隊の活動に同意していることを前提に、中立、非同盟の立場で国連の権威と説得により、停戦確保等の任務を遂行するものであって、強制的手段によって平和を回復する機能をもつものではない。したがって国連平和維持隊は従来の概念の軍隊とは全く違う」

(2) 平和維持軍の実態

イ. 平和維持軍とは——PKOの定義に関連して

「国際平和を脅かす地域的な紛争や事態に対して、国連が関係国の要請や同意の下に国連の権威を象徴する一定の軍事組織を現地に駐留せしめ、これらの軍事機関による第三者的・中立的役割を通じて、地域的紛争や事態を平和的に収拾することを目的とした国連の活動」

ロ. 平和維持活動における停戦監視団（国連のガイドライン）

◎ 6年以上の軍歴を有する大尉以上中佐までの身分をもつ将校で構成——非武装

◎ イラク・キュート監視団は300人の非武装の監視団に600人の歩兵部隊を伴う。

ハ. 平和維持軍の訓練・武装→別紙「資料」

○自衛隊の装備

重機関銃——12.7ミリの銃弾を1分間600発、有効射程1000m

73式装甲車——重量13トン、重機関銃1機
兵員12名、時速60キロ

重迫撃砲——107ミリ、操作人員6人、1分

間20発、射程4000m

(3) 平和維持軍の武力行使の実例

- ① 1978年レバノン国連暫定軍は90年までの12年間に170名以上の死者
- ・79年～81年までの2年間2199件の武力衝突
- ・レバノン政府の同意のないままに派遣される。

- ② 1960年～64年のコンゴ国連軍は大砲、戦闘機使用——自衛の範囲を超える重兵器の使用

- ③ カンボジア、ユーゴスラビアでの度重なる停戦合意違反。

(4) 法案における自衛隊の武力行使——政府の嘘

- ① 正当防衛と無関係の武器使用の肯定(24条3項)
 - ・3項は武装勢力の進入してくる橋梁の破壊、威嚇射撃を認めている。
(憲法9条は武力による威嚇をも認めていない)
 - ・相当な理由があり、合理的と判断すれば迫撃砲を発射できる。

- ② 隊員個々の判断の武器使用はあり得ない。

- ・刑法の正当防衛、緊急避難は市民間の行為を対象とし、戦闘行為は対象外。
- ・緊急避難は業務上特別の義務ある自衛官、警官には適用されない。
- ・戦場での戦闘行為は部隊としての組織的行為である。

指揮官の命令を拒否して、個々の判断で発砲することはあり得ない。

「隊員の判断を指揮官が束ねて行なうこともある」との政府答弁は詭弁→武力行使そのもの

① 個々の隊員が他国の軍隊を正当防衛

- ・海部総理は「刑法の正当防衛行為によって他国PKFのための武器使用は許される」と言明。
法案の規定がない→武力行使そのもの
- ・他国PKFが攻撃されているときは、自衛隊は高見の見物ができない→PKFは事務総長、軍指令官の指揮に統括

② 中断・撤収の偽瞞性（8条1項6号、6条6項）

- ・当事者の一国の軍隊が停戦を一時的に破って攻撃した場合、内戦型のゲリラ攻撃では停戦の合意は破られていないとするのが今までの国連PKFの対応。

レバノン暫定軍は現在も駐留

- ・撤収の際の攻撃に応戦しないのか→応戦すれば武力行使
- ・他国PKFが応戦するのに自衛隊は撤収できるのか→指揮命令違反

4. 自衛隊派遣の拡大——合意、同意の尻抜け

- (1) 「国連平和維持活動」の定義の問題点（3条1号）
 - ・「その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持すること」は極めて幅広く、武力紛争発生前に行なうことを可能にしている。

(2) 予防的平和維持軍（3条1号の括弧書き）

- ・武力紛争が発生しての場合には一方当事者の同意さえあれば相手国の同意は不要
- ・「中立」「同意」「合意」の原則を法案自体が否定
- ・合手国の同意なき派兵は武力による威嚇

(3) 平和協力業務の内容（3条3号）

- ・医療、輸送、保管、機器の据え付け、検査、修理→後方支援活動
- ・20条により委託されて行なう輸送は平和協力隊としての自衛隊ではなく、人数制限がない。

(4) 装備（6条4項）

- ① 「事務総長が必要と認める限度で定める」ので、戦車、戦闘機までも要求される可能性あり
- ② 他国PKF、その武器、弾薬輸送のための輸送機、輸送船護衛のため航空自衛隊、自衛艦（隊）の派遣→武装の制限なし

(5) 人道的な国際救援活動としての派兵（3条2号）

- PKOのように「国連の統括下」に行なわれたり「国連によって行なわれる活動」である必要がない。
- ・「紛争によって被害を受けるおそれ」「国際機関の決議や要請」「当該国の受け入れ同意」があれば派遣可能
 - ・湾岸戦争中のヨルダンへの派兵可
 - ・交戦以前は紛争当事者でないから「停戦合意」不用

5. 国民総動員法の性格

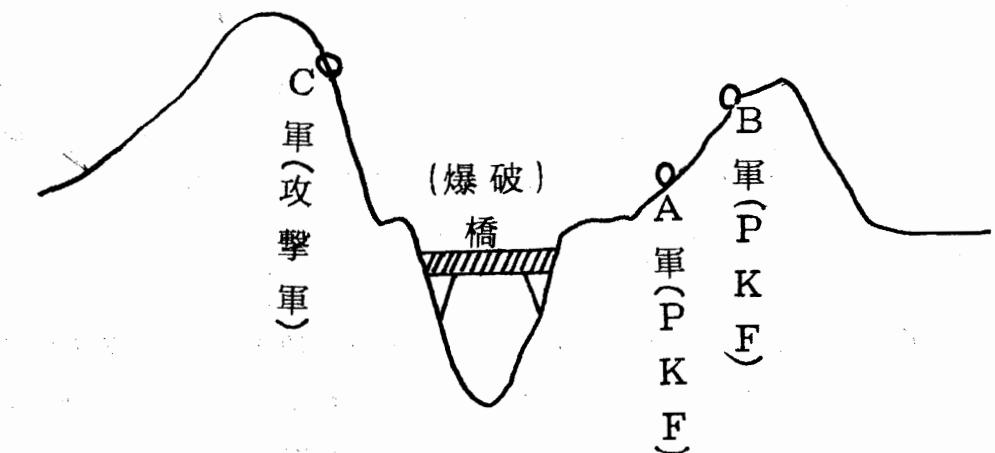
(1) 職務命令による国家公務員の派遣

- ・3条3号イ～ヘを除く業務に動員可能
医師、看護婦、薬剤師、建設・通信技師、運転手(輸送)、測量技師

正当防衛と無関係の武力行使

(2) 地方公務員、民間労働者の派遣(11条、26条)

- ・「役務の提供」→知識、技術、労働の提供
- ・拒否すれば処分



国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案

一九九一年九月十九日国会提出

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力をため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

(国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対する協力の基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力（以下「国際平和協力業務の実施等」という。）を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に効果的に協力するものとする。

2 国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつ

ではない。

3 内閣総理大臣は、国際平和協力業務の実施等に当たり、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、国際平和協力業務の実施等に関する事務を統括する。

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 國際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」といいう。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他の紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（以下「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国

ての同意がある場合（武力紛争が発生しない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて、いざれの紛争当事者にも偏るこなく実施されるものをいう。

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）によって被害を受け若しくは危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被害を受け若しくは危うくするおそれのある紛争（以下単に「被災民」という。）の救援のために又は紛争に由つて生じた被害の復旧のために人道的精神性に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行わるることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（以下「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国

国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの及び人道的な国際救援活動のために実施される業務で次の又からまでに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配備若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視

ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生の防止止のために設けられた地域における駐留及び巡回

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品を含む。）において同じじ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ 放棄された武器の収集、保管又は処分

ホ 紛争当事者が行う停戦線その他これに類する境界線の設定の援助

ヘ 紛争当事者間の捕虜の交換の援助

ト 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行

の監視又はこれらの管理

チ 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視

リ チに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導

ヌ 医療（防疫上の措置を含む。）

ル 被災民の捜索もしくは救出又は帰還の援助

ヲ 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

ワ 被災民を收容するための施設又は設備の設置

エ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて被災民の復旧のための復旧又は整備のための措置

ヨ 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置

カ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて政令で定める業務

メ タイからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

レ イからタまでに掲げる業務に類する機械器具の据付け、検査若しくは修理

シ 送、保管（備蓄を含む）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

ス タイからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

シ 送、保管（備蓄を含む）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

ス タイからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

シ 送、保管（備蓄を含む）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

ス タイからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

定する機関で、政令で定めるものをいう。

第二章 国際平和協力本部

（設置及び所掌事務）

第四条 総理府に、国際平和協力本部（以

下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさど

る。

一 國際平和協力業務実施計画（以下「実施計画」という。）の案の作成又は変更に関する事務

二 國際平和協力業務実施要領（以下「実施要領」という。）の作成又は変更に関する事務

三 前号の変更を適正に行うための、派遣

四 國際平和協力業務の具体的な内容を把握するための調査、実施した国際平和協力業務の効果の測定及び分析並びに派遣先国における国際連合の職員その他の者との連絡に関する事務

五 國際平和協力業務の実施のための関係機関への要請、輸送の委託及び国以外の者に対する協力の要請に関する事務

六 物資協力に関する事務

七 國際平和協力業務の実施等に関する調査（第二号に掲げるものを除く。）及び知識の普及に関する事務

八 前各号に掲げるもののほか、法令の規

定により本部に属させられた事務

(組織)

第五条 本部の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部に、国際平和協力副本部長（次項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官をもつて充てる。

4 副本部長は、本部長の職務を助ける。

5 本部に、国際平和協力本部員（以下この条において「本部員」という。）を置く。

6 本部員は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣及び関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 本部員は、本部長に対し、本部の事務に関し意見を述べることができる。

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら国際平和協力業務を行つとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。

9 本部に、本部の事務（協力隊の行つものを除く。）を処理させるため、事務局を置く。

10 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

11 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

12 前各項に定めるもののほか、本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 国際平和協力業務

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適當であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めるべきならない。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

三 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針

二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ 実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容

一 当該国際平和協力業務の実施に関する重要事項

3 外務大臣は、国際平和協力業務を実施することが適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 第二項第一号に掲げる装備は、第一条を規定する重要事項

ト 関係行政機関の協力に関する重要事項

チ その他当該国際平和協力業務の実施にかかる輸送の範囲

（実施要領）

第八条 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的な内容並びに第六号及び第七号に掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一 当該国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

二 前号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の種類及び内容

三 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の実施の方法（当該国際平和協力業務に使用される装備に関する事項を含む）

四 第一号に掲げる地域及び期間ごとの当該国際平和協力業務の中断に関する事項

五 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

口 派遣先国及び国際平和協力業務を行つべき期間

ハ 協力隊の規模及び構成並びに装備

（2）国際平和協力業務の種類及び内容

ニ 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて当該国際平和協力業務を行つ場合における次に掲げる事項

（1）海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う国際平和協力業務の種類及び内容

（2）国際平和協力業務を行つ海上保安庁の職員の規模及び構成並びに装備

ホ 自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ）が当該国際平和協力業務を行つ場合における次に掲げる事項

（1）自衛隊の部隊等が行つ国際平和協力業務の種類及び内容

（2）国際平和協力業務を行つ自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

ヘ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛庁長官に委託することができ

るよう要請することができる。

4 第二項第一号に掲げる装備は、第一条を規定する重要事項

3 外務大臣は、国際平和協力業務を実施することができる場合においては、第三条第一号に規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなつたと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合

二 人道的な国際救援活動のために実施す

る国際平和協力業務については、第三条第一号に規定する同意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなかつたと認められる場合

一 人道的な国際救援活動のために実施す

る国際平和協力業務については、第三条第一号に規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなかつたと認められる場合

二 人道的な国際救援活動のために実施す

る国際平和協力業務については、第三条第一号に規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなかつたと認められる場合

一 人道的な国際救援活動のために実施す

る国際平和協力業務については、第三条第一号に規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなかつたと認められる場合

二 人道的な国際救援活動のために実施す

第三項並びに第三条第一号及び第二号の規定の趣旨に照らし、この章の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画を定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業務は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十五条の趣旨にかんがみ海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適當であると認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限りにおいて、実施計画を定めるものとす

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第二号イからヘまでに掲げる業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて、自衛隊の部隊等が行うことが適當であると認められるもののうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画を定めるものとす

7 第二項各号を除く。及び第三項の規定は、実施計画の変更（次に掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に從事する者の海

の結果

2 実施要領の作成及び変更は、国際連合

平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、前項第六号に掲げる事項に關し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

3 本部長は、必要と認めるときは、その指定する協力隊の隊員に対し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができる。

(国際平和協力義務等の実施)

第九条 協力隊は、実施計画及び実施要領に従い、国際平和協力業務を行う。

2 協力隊の隊員は、第二条第一項の規定の趣旨にかんがみ、第四条第一項第三号に掲げる事務に従事するに当たり、国際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に応じ、同号の事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。

3 海上保安庁長官は、実施計画に定められた第六条第五項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、当該船舶又は航空機を用いて国際平和協力業務を行わせることができる。

4 防衛厅長官は、実施計画に定められた

第六条第六項の国際平和協力業務について本

部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることができる。

5 前二項の規定に基づいて国際平和協力業務が実施される場合には、第二項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。）は、それぞれ、実施計画及び実施要領に従い、当該国際平和協力業務に従事するものとする。

6 第四項の規定に基づいて自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせる場合における本部長と防衛厅長官との関係に関する事項については、この法律に定めるところによるほか、内閣総理大臣が決する。

7 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

8 外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施計画に従い、在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

（協力隊の隊員の任命）

第十一条 本部長は、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の任免を行つ。

（隊員の採用）

第十二条 本部長は、第二条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る國

安庁の職員は、従前の官職を保有したまま當該期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員として第四条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

（協力隊の隊員の身分）

第十三条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規定に基づき同項の海上保安庁の職員に国際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとし、隊員としての身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者は、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事する。

4 第二項の規定により派遣された自衛隊員は、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする。

5 第二項の規定により従前の官職を保有したまま隊員に任用される者又は前項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者は、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事する。

6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛

府長官により派遣された隊員（以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。）についてその派遣の必要がなくなつた場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

7 自衛隊派遣隊員は、自衛隊員の身分を失つたときは、同時に隊員の身分を失つるものとする。

8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等（第十六条に規定する国際平和協力手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。）に関する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所属するものとみなす。

9 第四項から前項までに定めるものは

（国家公務員法の適用除外）

第十四条 第十一条第一項の規定により採

国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 本部長は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

（関係行政機関の職員の協力隊への派遣）

第十二条 本部長は、関係行政機関の長に對し、実施計画に従い、国際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員（国家公務員法昭和二十一年法律第百二十号）第二条第三項各号（第十六号を除く。）に掲げる者を除く。）を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第三号イから今まで掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて協力隊に派遣するものとする。ただし、第三条第三号イから今まで掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る職員を期間を定めて協力隊に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員のうち自衛隊員以外の者は、従前の官職を保有しなままで、同項の期間を任期として隊員に任用される場合においても、同項及び同法第一百四条の規定は、適用しない。

（研修）

第十五条 隊員は、本部長の定めるところにより行われる国際平和協力業務の適切かつ効果的な実施のための研修を受けなければならぬ。

（国際平和協力手当）

第十六条 国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び国際平和協力業務の特質にかかるがみ、国際平和協力手当を支給することができ。

2 前項の国際平和協力手当に關し必要な事項は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聽かなければならない。

(海上保安庁法の一部改正)

第二条 海上保安庁法の一部を次のよう
に改正する。

第二章 章名を次のように改める。

第三章 共助等

第二章中第二十八条の次に次の一条を加え
る。

第二十八条の二 海上保安庁長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成三年法律号)の定めるところにより、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、その船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施させることができる。

(総理府設置法の一一部改正)

第三条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のよう
に改正する。

目次中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条・第十六条」を「第十六条・第十七条」に、「第十七条」を「第十八条」に改める。

第四章中第十七条を第十八条とし、第二章中第十六条を第十七条とし、第十五条を第十
六条とし、第二章第二節中第十四条の次に次
の一条を加える。

(国際平和協力本部)

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第四条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のよう
に改正する。

「産業教育手当及び国際平和協力手当」に
改める。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一
部改正)

第四条第一項中「及び産業教育手当」を、
改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一
部改正)

第五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部
を次のようにより改正する。第二十七条第二項
中「寒冷地手当」を「寒冷地手当及び国際平
和協力手当」に改める。

(自衛隊法の一一部改正)

第六条 自衛隊法の一部を次のようにより改
正する。

第一百条の六の次に次の一条を加える。

第一百条の七 長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成三年法律号)
の定めるところにより、自衛隊の

(第十五条 本府に、国際平和協力本部を置く。)

2 國際平和協力本部の組織及び所掌事務
については、国際連合平和維持活動等に対する
協力に関する法律(平成三年法律号)

の定めるところによる。

(第十五条 本府に、国際平和協力本部を置く。
2 國際平和協力本部の組織及び所掌事務
については、国際連合平和維持活動等に対する
協力に関する法律(平成三年法律号)

の定めるところにより、自衛隊の

(別表 (第三条関係))

一 國際連合
二 國際連合の総会によって設立された機
関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるも
ののその他政令で定めるもの

イ 國際連合災害救済調整官事務所
ロ 國際連合難民高等弁務官事務所
ハ 國際連合パレスチナ難民救済事業機関
ニ 國際連合児童基金
ホ 國際連合ボランティア計画
ト 國際連合開発計画
チ 國際連合環境計画
リ 國際連合食糧農業機関
ヌ 世界保健機関
三 國際移住機関

法案提出にあたつての官房長官談話

坂本官房長官が九月十九日、PKO協力法案の国会提出にあたつて次の談話を発表しました。

一、本日、政府は、国連平和維持活動に対する協力に関する法律案を閣議決定し、国会での審議をお願いすることとした。この機会に、この法律案を作成するに至った背景、経緯およびこの法律案に盛り込まれている国連の平和維持隊への参加に関する政府の基本的な考え方を述べたいと考える。

二、先の湾岸危機が、国連の下に団結した国際社会の努力によって解決されたことを背景として、冷戦構造克服後の世界の新たな秩序をつくるに当たって、国連の重要性がさらに認識されるに至った。また、わが国においては、この過程でわが国が世界平和のために資金・物資面のみならず、人的側面においても積極的な役割を果たしていくべきであるとの共通の理解が国民の間に深まつた。

三、次に、国連の平和維持活動、なかんずく平和維持隊の基本的性格について述べたい。

国連の平和維持隊は、紛争当事者の間に停戦の合意が成立し、紛争当事者が平和維持隊の活動に同意していることを前提に、中立・非強制の立場で国連の権威と説得により停戦確保等の任務を遂行するものであつて、強制的手段によって平和を回復する機能をもつものではない。したがつて、国連平和維持隊は従来の概念の軍隊とはまったく違うものであり、「闘わない部隊」とか「敵のいない部隊」と呼ばれるゆえんである。一九八八年に、平和維持隊や停戦監視団を含む国連の平和維持活動がノーベル平和賞を受賞したのはそのためである。

なお、平和維持隊はこのような実態のものであるから、政府としては、先般の自民、公明、民社三党間の協議の結果にかんがみ、今後、PKF（Peace Keeping Forces）の訳を「平和維持隊」という呼称で統一することとした次第である。

四、ところで、国連の平和維持隊においては、任務の遂行に当たり武器の使用が認められる場合があるため、政府としては、かかる武器の使用とわが国憲法第九条上禁止されている「武力の行使」との関係につき慎重に検討をおこなつてきた。その結果、わが国から平和維持隊に参加する場合の武器の使用は「要員の生命等の防護のため」に必要最少限のものに限られること、および②紛争当事者間の停戦合意が破れるなどにより、平和維持隊が武力行使をするような場合には、わが国が当該平和維持隊に参加して活動する前提自体が崩れた場合であるので、短期間にかかる前提が回復しない場合にはわが国から参加した部隊の派遣を終了させること、等の前提を設けて参加することとなるので、わが国が憲法第九条上禁止されている「武力の行使」をするとの評価を受けることはない。

ため」に必要最少限のものに限ることを中心的因素とする「平和維持隊への参加に当たつて基本方針」を取りまとめた次第である。

この「平和維持隊への参加に当たつての基本方針」に沿つて立案された今回の法案にもとづいて参加する場合には、①武器の使用は

わが国要員の生命または身体の防護のために必要な最少限のものに限られること、および②紛争当事者間の停戦合意が破れるなどにより、平和維持隊が武力行使をするような場合には、わが国が当該平和維持隊に参加して活動する前提自体が崩れた場合であるので、短期間にかかる前提が回復しない場合にはわが国から参加した部隊の派遣を終了させること、等の前提を設けて参加することとなるので、わが国が憲法第九条上禁止されている「武力の行使」をするとの評価を受けることはない。

また、従前の政府の見解は、わが国がなんらかの前提を設けることなく平和維持隊に参加する一般的な場合についての解釈を示したものであつて、とくに前提を設けて参加する場合について言及した

ものではない。

したがつて、今回の法案にもとづいて平和維持隊に参加することは、憲法第九条に違反するものではなく、このように解することは、従来の政府見解とも整合性を有するものである。

以上がこの法律案を国会に提出するに当たつての話の談話である。ついては、国民各位のご理解とご支援を賜りたい。

△資料△ テクニカル国連事務総長PKO報告

「国別・地域別訓練ガイドライン」（抜粋）

第一章〔序論〕

一九八九年一二月八日のPKO見直しに関する総会決議に基づき国連加盟国は事務総長が準備する以下の訓練マニュアルに従つて、参加する軍人、文民に対する国家による訓練計画を行うこととする。（後略）

第三章〔武器の訓練、当該戦域の武器、車両、警備〕

対する習熟

すべての軍事要員に課せられる訓練プログラムには、武器の取り扱い、装備、車両への習熟、夜間装備、レーダー、核兵器、生物・化学兵器、地雷発見、戦闘行動を含む野戦訓練を必要とする。核、生物・化学兵器にたいする訓練では、過去に化学兵器が使用された戦域で活動に従事を余儀なくされた経験に即し、とりわけ重要な訓練であることを明記する。（後略）

第六章〔安全な手段と警戒〕

PKOに基づく監視、警戒は安全なシェルター、またはそれに類する設備を活用する。安全装備として鉄製ヘルメットの着用、防弾チョッキ、放射能防護服、防毒マスクなど対ABC兵器用装備を活用する。（後略）

(社会)案

国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律(案)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国際協力本部(第三条-第七条)

第三章 国際平和協力業務及び物資協力(第八条-第十五条)

第四章 国際緊急援助業務及び物資援助(第十六条-第十九条)

第五章 緊急(第二十条-第二十六条)

附則

第一 章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのっとり、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うとともに、海外における大規模な災害に対し適切な緊急援助を行うため、国際協力隊を設置し、並びに国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施体制を整備する等の措置を講じ、もって国際協力の推進に積極的に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の枠下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合)に、国際連合事務長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものという。

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争(以下単に「紛争」という。)によって被害を受け若しくは受けれるおそれのある住民その他の者(次号において「紛争被害者」という。)

の救援のために又は紛争によつて生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国(第四号において「国際連合等」という。)によつて実施されるもの(国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。)をいう。

三 國際平和協力業務 国際連合平和維持活動(軍事部門に係る活動を除く。)のために実施される業務で次に掲げるもの及び人道的な国際救援活動のために実施される業務で次の二から五までに掲げるもの(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)であつて、海外で行われるものをいう。

イ 議会の議員の選舉、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理

ロ 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視

ハ 口に掲げるもののか、行政事務に関する助言又は指導

ニ 医療（防疫上の措置を含む。）

ホ 紛争被害者の捜索若しくは救出又は帰還の援助

ヘ 紛争被害者に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

ト 紛争被害者を収容するための施設又は設備の設置

チ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて紛争被害者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

リ 紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置

ヌ イからリまでに掲げるもののか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

ル イからヌまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

四 物資協力 國際連合平和維持活動又は人道的な國際救援活動を行つてゐる國際連合等に対して、その活動（國際連合平和維持活動にあつては、軍事部門に係る活動を除く。）に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

五 國際緊急援助業務 海外において大規模な災害（洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の放出その他の事故により生ずる甚大な被害をいう。次号において同じ。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、当該災害を受け、若しくは受けたおそれのある國の政府又は國際機関（第十七条において「被災國政府等」という。）の要請に応じて緊急援助のために実施される

業務で次に掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ 当該災害を受け、又は受けるおそれのある住民その他の者（以下この号において「災害被害者」という。）の搜索又は救出

ロ 医療（防疫上の措置を含む。）

ハ 災害被害者に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

ニ 災害被害者を収容するための施設又は設備の設置

ホ 当該災害を受け、又は受けるおそれのある施設又は設備であつて災害被害者の生活上必要なものの復旧若しくは整備又は被害の防止のための措置

ヘ 当該災害を受け、又は受けるおそれのある自然環境の復旧又は被害の防止のための措置

ト イからヘまでに掲げるもののか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

チ イからトまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

六 物資援助 海外において大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、当該災害を受け、又は受けるおそれのある國の政府に対して、緊急援助のための物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

七 海外 我が國以外の領域（公海を含む。）をいう。

八 派遣先国 國際平和協力業務又は國際緊急援助業務が行われる外國（公海を除く。）をいう。

九 関係行政機関 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第一項に規定する國の行政機関及び同法第八条の三に規定する特別の機関で、政令で定めるもの

をいう。

第二章 国際協力本部

(設置及び所掌事務)

第三条 総理府に、国際協力本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國際平和協力業務を行うこと。

二 國際緊急援助業務を行うこと。

三 國際平和協力業務実施計画（以下「実施計画」という。）の案の作成に関すること。

四 國際平和協力業務又は國際緊急援助業務の実施のための関係行政機関への要請及び
國以外の者に対する協力の要請に関すること。

五 國際平和協力業務又は國際緊急援助業務を行うために使用する船舶、航空機、車両

その他の装備の取得及び管理に関すること。

六 國際平和協力業務又は國際緊急援助業務を行うために必要な教育訓練並びにその教
育訓練のための施設の設置及び管理に関すること。

七 物資協力に関すること。

八 物資援助に関すること。

九 國際平和協力業務又は國際緊急援助業務の実施等に必要な物資の備蓄に関すること。

十 國際平和協力業務又は國際緊急援助業務の実施等に関する調査及び研究に関するこ
と。

十一 都道府県知事等の要請を受けて、災害救援のための活動（以下「災害救援活動」と
いう。）を行うこと。

十二 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十一条第一項に規

定する地震災害警戒本部長（第二十三条において「警戒本部長」という。）の要請を
受けて、同法第十三条第三項の支援活動（以下「地震防災支援活動」という。）を行
うこと。

十三 前各号に掲げるもののはか、法令の規定により本部に属させられた事務
(本部長等)

第四条 本部の長は、国際協力本部長（以下「本部長」という。）として、内閣総理大臣を
もつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部に、国際協力副本部長（次項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房
長官をもつて充てる。

4 副本部長は、本部長の職務を助ける。

5 本部に、国際協力本部員（以下この条において「本部員」という。）を置く。

6 本部員は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定さ
れた国務大臣及び関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 本部員は、本部長に対し、本部の事務に關し意見を述べることができる。

(国際協力隊)

第五条 本部に、本部の事務を処理させるため、国際協力隊を置く。

2 国際協力隊の長は、国際協力隊総監（次項及び第十条第一項において「総監」とい
う。）とする。

3 総監は、本部長の指揮監督を受け、国際協力隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監
督する。

4 国際協力隊の内部組織は、政令で定める。

(隊員その他の職員)

第六条 国際協力隊に、隊員その他の職員を置く。

- 2 隊員は、上司の指揮監督を受け、国際平和協力業務、国際緊急援助業務その他本部の業務のうち本部長が定めるものに従事する。
- 3 本部長は、隊員その他の職員の任免を行う。
- 4 隊員は、白衛官又は予備白衛官の身分を保有する者であつてはならない。

(服制等)

第七条 隊員の服制は、総理府令で定める。

- 2 隊員には、政令で定めるところにより、その職務遂行上必要な被服を支給し、又は貸与することができる。

第三章 国際平和協力業務及び物資協力

(実施計画)

第八条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 一 國際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意
 - 二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意
- 2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針
 - 二 当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ 実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容

ロ 派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間

ハ 派遣隊（当該国際平和協力業務を行うために編成される国際協力隊の組織をいう。以下同じ。）の規模及び構成並びに装備

ニ 関係行政機関の協力に関する重要な事項

ホ その他当該国際平和協力業務の実施に関する重要な事項

3 外務大臣は、国際平和協力業務を実施することが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の附録の決定を求めるよう要請することができる。

4 第一項（各号を除く。）及び前項の規定は、実施計画の変更（次に掲げる場合に行るべき派遣隊の海外への派遣の終了に係る変更を含む。）について準用する。この場合において、第一項中「適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき」と

ことにつき国会の承認を得なければならない。ただし、国会の閉会又は衆議院の解散のために国会の承認を得ることができない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで国際平和協力業務を実施した場合には、内閣総理大臣は、その後最初に召集される国会において、これにつき国会の承認を得なければならない。この場合において、国会の承認を得られないときは、政府は、速やかに、当該国際平和協力業務を終了させなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、実施計画に定める国際平和協力業務が終了したときは、是様はく、当該国際平和協力業務の実施の結果を国会に報告しなければならない。

（国際平和協力業務の実施）

第十条 本部長は、実施計画に従い、派遣隊に国際平和協力業務を行わせるものとする。

2 派遣隊の長は、條約の指揮監督を受け、派遣隊の隊務を統括する。

3 派遣隊の長は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務を行う場合における派遣隊の行動については、前項の規定にかかわらず、国際連合事務総長又は派遣先国において国際連合事務総長の権限を行使する者の指揮に従うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 派遣隊の行動が実施計画に反することとなるとき。

二 第八条第四項第一号に掲げる場合において、本部長が当該国際平和協力業務を中断する必要があると認めるとき。

4 派遣隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

5 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力をを行うものとする。

（関係行政機関の職員の国際協力隊への派遣）

あり、及び前項中「適当であると認めるとき」とあるのは、「必要であると認めるとき」又は「適当であると認めるとき」と読み替えるものとする。

一 國際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、第二条第一号に規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなつたと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合

二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、第二条第二号に規定する同意若しくは合意又は第一項第一号に規定する同意が存在しなくなつたと認められる場合

（国会の承認等）

第九条 内閣総理大臣は、実施計画の決定があつたときは、国際平和協力業務を実施する

第十二条 本部長は、国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該国際平和協力業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第三項各号に掲げる者を除く。）を国際協力隊に派遣するよう要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて国際協力隊に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期间として隊員に任用されるものとする。

4 前項の規定により従前の官職を保有したまま隊員に任用される者は、国際平和協力業務に従事し、本部長の指揮監督に服する。

（任期制隊員の採用）

第十三条 本部長は、国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 本部長は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

（国家公務員法の適用除外）

第十四条 前条第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、国家公務員法第二百三条第一項に規定する官利企業（以下この条において「官利企業」という。）を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員（以下この条において「役員等」という。）の職に就き、若しくは自ら官利企業を営み、又は報酬を得て、官利企業

以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第二百四条の規定は、適用しない。

（関係行政機関の協力）

第十五条 本部長は、国際平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所掌に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力をを行うものとする。

（物資協力）

第十六条 政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力をを行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 本部長は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所掌に属する物品の管理換えを要請することができる。

5 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所掌に属する物品の管理換えを行うものとする。

第四章 國際緊急援助業務及び物資援助

（国際緊急援助業務の実施）

第十七条 本部長は、国際協力を推進するため国際緊急援助業務を実施することが適當で

あると認めるときは、国際協力隊に国際緊急援助業務を行わせることができる。

- 2 外務大臣は、国際緊急援助業務を実施することが適当であると認めるときは、本部長に対し、国際緊急援助業務を実施するよう要請することができる。

(国際協力隊の任務の遂行)

第十七条 国際協力隊は、被災国政府等の要請を十分に尊重して国際緊急援助業務を行わなければならない。

(専用)

第十八条 第十条第四項及び第五項並びに第十一條から第十四条までの規定は、国際緊急援助業務について専用する。この場合において、第十条第四項中「派遣隊」とあるのは、「国際緊急援助業務に従事する隊員」と読み替えるものとする。

(物資援助)

第十九条 政府は、国際協力を推進するため、物資援助を行うことができる。

- 2 第十五条第四項及び第五項並びに第十六条第二項の規定は、物資援助について専用する。

第五章 雜則

(国際協力手当)

第二十条 国際平和協力業務又は国際緊急援助業務に従事する隊員には、その業務が行われる派遣先国の勤務環境及びその業務の特質に応じて、国際協力手当を支給することができる。

- 2 前項の国際協力手当に関する必要な事項は、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聽かなければならない。

(民間の協力等)

第二十一条 本部長は、第三章の規定による措置によつては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるととき、若しくは物資協力に關し必要があると認めるとき、又は第四章の規定による措置によつては国際緊急援助業務を十分に実施することができないと認めるとき、若しくは物資援助に關し必要があると認めるとときは、関係行政機關の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について國以外の者に協力を求めることができる。

- 2 政府は、前項の規定により協力を求められた國以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(災害救援活動)

第二十二条 都道府県知事その他政令で定める者は、災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めるとときは、本部長に対し、国際協力隊に災害救援活動を行わせるよう要請することができる。

- 2 本部長は、前項の規定による要請(以下この項において単に「要請」という。)がある場合において、やむを得ない必要があると認めるとときは、国際協力隊に災害救援活動を行わせることができる。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついたまがないと認められる場合には、要請を待たないで、国際協力隊に災害救援活動を行わせることができる。

- 3 第一項の要請の手続は、政令で定める。

(地震防災支援活動)

第二十三条 本部長は、警戒本部長から大規模地震対策特別措置法第十三条第三項の規定

による要請があつたときは、国際協力隊に地震防災支援活動を行わせるこゝができる。

(関係機関との連絡及び協力)

第二十四个方面 国際協力隊が災害救援活動又は地震防災支援活動を行う場合には、国際協力隊及び国又は地方公共団体の関係機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(災害救援活動時の権限)

第二十五条 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害救援活動又は地震防災支援活動に従事する隊員の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第一項中「所属の公安委員会」とあるのは「本部長」で、「公安委員会」とあるのは「本部長」と読み替えるものとする。

2 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第十六条の規定は、災害救援活動又は地震防災支援活動に従事する隊員(本部長の指定する隊員に限る。)の職務の執行について準用する。

(政令への委任)

第二十一个条 この法律に特別の定めがあるもののはか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国際緊急援助隊の派遣に関する法律の廃止)

第二十二条 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)は、廃止する。

(国際緊急援助隊の派遣に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の国際緊急援助隊の派遣に関する法律の規定に基づき行われている国際緊急援助活動については、同法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(消防組織法の一部改正)

第二十四条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とする。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十五条 海上保安庁法の一部を次のように改正する。

第二十五条第十七号の二を削る。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 海上保安庁は、第五条各号に掲げる事務のはか、国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律(平成四年法律第二百二十九号)附則第三条の規定

によりなおその効力を有することとされた旧国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急援助活動に関する事務を行ふものとする。

(総理府設置法の一部改正)

第二十六条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

但し、「第二十四条」を「第二十五条」に、「第十五条・第十六条」を「第十六条・第十七

七条に、「第十七条」を「第十八条」に改める。

第四章中第十七条を第十八条とし、第三章中第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第二章第二節中第十四条の次に次の二条を加える。

(国際協力本部)

第十五条 本府に、国際協力本部を置く。

2 国際協力本部の組織及び所掌事務については、国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律(平成四年法律第一号)の定めるところによる。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第七条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中、「及び産業教育手当」を「産業教育手当及び国際協力手当」に改め

る。

(警察法の一部改正)

第八条 警察法(昭和二十九年法律百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条第一項中「第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号まで」を「第六号まで、第八号から第十号まで及び第十三号から第十五号まで」に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第十号」を「第五条第二項第九号」に改める。
附則に次の二項を加える。

(国際緊急援助活動に関する事務)

33 国家公安委員会は、第五条第二項各号に掲げる事務のか、国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律(平成四年法律第一号)附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされた旧国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急援助活動に関する事務について警察庁を管理するものとする。この場合においては、第十七条中「第五条第二項に掲げる事務」とあるのは「第五条第二項各号に掲げる事務及び附則第三十三項に定する事務」と、第三十条第一項中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの並びに附則第三十三項に規定するもの」とする。

(国際協力事業団法の一部改正)

第九条 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正す
第一項中「中南米地域等」を「並びに中南米地域等」に改め、「並びに開発途上

域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い」を削る。

第二十二条第一項第四号の二を削り、同項第五号中「第三号二及び木並びに第四号の二」を「並びに第三号二及び木」に改める。

第四十条第一項中「第四号及び第四号の二」を「及び第四号」に改める。

第四十二条第三項中「第四号の二」を削る。

第四十三条第一項第二号中「第四号及び第四号の二」を「及び第四号」に改める。
附則第十六条を次のように改める。

(国際緊急援助活動に関する業務)

第十六条 事業団は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のか、国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律(平成四年法律第一号)附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされた旧国際緊急援助隊の派遣に関する法律

(昭和六十二年法律第二百九十三号)に基づく国際緊急援助活動に係る国際緊急援助隊の派遣及びこれに必要な業務(当該国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を含む。)を行うものとする。この場合においては、第四十二条第三項巾「又は同項第四号に掲げる業務(これに関連する同項第七号に掲げる業務を含む。)」とあるのは「若しくは同項第四号に掲げる業務(これに関連する同項第七号に掲げる業務を含む。)又は附則第十六条に規定する業務」と、第四十三条第一項第一号中「除く。」とあるのは「除く。」並びに附則第十六条に規定する業務に関する事項とする。

附則第十七条から第二十五条までを削る。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第二十条 大規模地震対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第十三条に次の二項を加える。

3 本部長は、地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、国際協力隊の支援を求める必要があると認めるときは、国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律(平成四年法律第二号)第四条第一項に規定する国際協力本部長に対し、国際協力隊に支援活動を行わせるよう要請することができる。

別表(第二条関係)

- 一 國際連合
- 二 國際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるもとのその他政令で定めるもの
 - イ 國際連合災害救済調整官事務所
 - ロ 國際連合難民高等弁務官事務所

- ハ 國際連合パレスチナ難民救済事業機関
- ニ 國際連合児童基金
- ホ 國際連合ボランティア計画
- ヘ 國際連合開発計画
- ト 國際連合環境計画
- チ 世界食糧計画
- リ 國際連合食糧農業機関
- ヌ 世界保健機関
- 二 國際移住機関
- 四 赤十字国際委員会

35

理由

日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのっとり、我が國として国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うとともに、海外における大規模な災害に対し適切な緊急援助を行うため、国際協力隊を設置し、並びに国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施体制を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

36

